

第三編

投資助言業者

法令等遵守状況の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、投資助言業者に係る検査において適用するものであり、投資一任業者が投資助言業務を行う場合についても適用する。
また、本チェックリストは、投資助言業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「助言業者」ということとする。
検査官は、各投資助言業者が投資助言業務の適正な運営を確保し投資者の保護に資するため、法令等を遵守しているか、このマニュアルに基づきチェックする必要がある。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルは、あくまでも検査官が投資助言業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投資助言業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投資助言業者の業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投資助言業者の法令等遵守状況を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投資助言業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投資助言業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投資助言業者においてなされていない場合であっても、投資助言業者の業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投資助言業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投資助言業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投資助言業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投資助言業者についてミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投資助言業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

項 目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
I. 法令等遵守	1. 代表者等の認識及び理解	(1) 代表者等は、顧客のため忠実に業務を行うべきことを認識し、実践しているか。 (2) コンプライアンスに係る重要性を認識し、理解しているか。 (3) 海外の顧客に対しても、顧問業法が適用されることを認識しているか。	(注) 利害関係人等とは、顧問業法施行令第10条に規定する「利害関係人」及び同法施行令第8条に規定する「密接な関係を有する者」をいう。 (注) 「顧客の損失」には、有価証券の売買によって生じた実現損以外に評価損も含まれる。「財産上の利益の提供」には、現金や物品の贈与のほか、債権の贈与、債務の免除、信用の供与、物品の高値購入・安値売却、値上がりの蓋然性の高い商品の割当等も含まれる。 (注) 「法定書面」とは、顧問業法第14条、第15条及び第16条に規定する、契約締結前・契約締結時・契約締結後に顧客に交付する書面
	2. 役員又は重要な使用人の採用・利害関係人等の把握	(1) 役員又は重要な使用人を採用するに当たり、履歴の把握を適切に行い、法令に定める登録拒否要件に該当しないことをチェックしているか。 (2) 利害関係人等の範囲を正確に把握しているか。	
	3. 顧客の勧誘等	(1) 相手方の平穩を害するような時間帯の訪問・電話、困惑させるような言動、拒絶の意思を明らかにした者に対する執拗な勧誘等を行っていないか。 (2) 業務の内容及び方法、助言業者の資力・信用等に関し、事実と相違する又は誤解させる表現を用いていないか。 (3) 確実に利益を得られるかのように誤解される表現を用いた勧誘を行っていないか。 (4) 顧客の損失の全部又は一部を負担することや財産上の利益の提供など特別の利益を提供することを約していないか。 (5) 社会的に過剰な営業活動であると批判を浴びるような勧誘を行っていないか。 (6) 既に契約顧客からの助言内容に関する不満に対し、顧問料のランクアップ等不当な方法とみられる勧誘を行っていないか。 (7) 第三者に顧客を勧誘させていないか。	
	4. 広告	(1) 広告を行うに際し、投資顧問業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名及び登録番号を記載しているか。 (2) 顧客との間での証券取引行為、金銭・有価証券の預託の受け入れを行わない旨を記載しているか。 (3) 誇大な広告を行わない等広告の内容は法令等を遵守したものとなっているか。 (4) 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような表示を行っていないか。	
	5. 契約の締結等	(1) 契約を締結しようとするとき、顧問業法第14条に定める契約締結前の書面を適正に交付しているか。 (2) 契約を締結するに当たり、顧問業法第15条に定める契約締結時の書面を適正に交付しているか。 (3) 前記の書面には、法定記載事項が適正に記載されているか。 (4) 顧客への法定書面の交付記録及び交付書面の写しの保存等が適正に行われているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	6. 業務遂行の管理	<p>以下の事項について適切な管理が行われているか。</p> <p>① 登録申請書に記載されている事項と助言業者の業務の実態等が異なっていないか。</p> <p>② 変更届出書等の当局への届出は適正に行われているか。届出内容に誤りはないか。</p> <p>③ 届出を行わないまま、助言業務を行っている者はいないか。</p> <p>④ 同じグループ内の他社に異動した職員に、引き続き業務を行わせていないか。</p> <p>⑤ 営業所を設置した場合、営業保証金を供託し、当局に届け出た後に営業を開始しているか。</p> <p>⑥ 契約を締結している顧客に対し、顧問業法第16条書面を交付しているか。当該書面には顧客に対して助言を行った銘柄と同一の銘柄について助言業者が取引を行った事実の有無等を適正に記載しているか。</p> <p>⑦ 投資顧問契約書等の内容と異なる助言を行っていないか。</p> <p>⑧ 投資顧問契約に係る助言記録は、適切に記載のうえ保管しているか。また、助言の根拠となる資料を適切に保管していることが望ましい。</p> <p>⑨ 助言を行っている顧客のために又は顧客を相手方として、有価証券の売買を行うなど証券取引行為を行っていないか。</p> <p>⑩ 助言業務を行う旨の届出をした営業所において投資一任業務を行っていないか。</p> <p>⑪ 顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受けていないか。また、投資顧問業者と密接な関係を有する者に金銭若しくは有価証券の預託をさせていないか。</p> <p>⑫ 顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付けていないか。また、顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付の媒介、取次ぎ又は代理を行っていないか。</p> <p>⑬ その他顧問業法第22条の禁止行為に触れる行為を行っていないか。</p> <p>⑭ 事務処理誤り等による損金の顧客への支払いについて適正に処理されているか。他の経費科目等により顧客の損失を補填していないか。</p> <p>⑮ 利害関係人や自社の発行する有価証券を助言するに当たり、顧客に対しその旨及び理由を明示しているか。</p> <p>⑯ 自己及び利害関係人等が所有する有価証券等の売買に際して、顧客との間で利益相反行為はないか。</p> <p>⑰ インサイダー取引等の不公正取引の未然防止について、社内規程等を作成し管理を行っているか。</p> <p>⑱ 特定の有価証券について、不必要と認められる頻度又は規模の助言を行っていないか。また、その内容を適切に検証しているか。</p> <p>⑲ 有価証券の価格の固定、高値買い上がり、大引け成行き、終値関与等となる取引を継続的に助言していないか。</p>	<p>レポートや冊子の送付についても、送付した事実及び送付内容について記載及び添付が必要である。</p>

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	7. 契約の解除	(1) 顧客に交付すべき書面に、クーリングオフについて適正に記載されているか。 (2) 顧客からのクーリングオフの申し出に際し、法令等に基づき適正に処理されているか。また、契約解除に関する書面を保存しているか。 (3) クーリングオフ対象期間内の顧客からの申し出を引き延ばし、顧問料の返還を行っていないものはないか。 (4) クーリングオフ対象期間経過後の契約の解除について、投資顧問契約書等に適正に記載されているか。また、処理は適正に行われているか。 (5) 契約期間満了前に投資顧問契約を解除した顧客について、法令等遵守の状況、解約の理由等を検証しているか。	
	8. 投資顧問料の検証	(1) 顧客の損失に対応した投資顧問料の減額を行っていないか。 (2) 顧問料が長期間（概ね3ヶ月間）未収となっている顧客に対して投資顧問契約を継続している場合、その理由や助言内容は適切なものとなっているか。 (3) 利害関係人等との投資顧問契約について、契約締結時の書面に契約ごとの報酬の額及び支払の時期を明示することなく、利害関係人等の経営状態に合わせて（例えば、利害関係人等が赤字にならないような調整を行うなどの方法により）顧問料を支払っていないか。 (4) 顧客に誤解される表現（現契約より多くの情報を提供する等）を用いることにより、より高額の投資顧問料が必要な上位の会員区分にランクアップさせていないか。	
	9. 苦情処理体制	(1) 苦情等処理体制の整備を行っているか。また、顧客からの苦情等に対して、適切に対応するとともに、その経緯を苦情等記録簿の形で残しているか。 (2) 研修等により、顧客からの苦情を抱え込まないよう職員を指導しているか。苦情を顧客からの単なる申し出として受け取り、苦情として認識していないケースはないか。	
II. 投資顧問業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要（投資顧問業者）	(1) 共通 ① 投資信託及び投資法人に関する法律 ② 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ③ 証券取引法 ④ 外国証券業者に関する法律 ⑤ 金融商品の販売等に関する法律 ⑥ 消費者契約法 ⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑧ 金融先物取引法 ⑨ 資産の流動化に関する法律 ⑩ 銀行法	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		① 保険業法 ② 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ③ 貸金業の規制等に関する法律 ④ 抵当証券法 ⑤ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑥ 不動産特定共同事業法 ⑦ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑧ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 ⑨ 信託法 ⑩ 信託業法 ⑪ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 ⑫ 担保附社債信託法 ⑬ 確定拠出年金法 ⑭ 厚生年金保険法 ⑮ 確定給付企業年金法 ⑯ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 日本証券投資顧問業協会の定める諸規則	
	2. 法規制の概要（株式会社）	(1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律	
	3. 法規制の概要（信用秩序及び市場秩序）	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 割賦販売法 ④ 特定商取引に関する法律 ⑤ 無限連鎖講の防止に関する法律	
	4. 法規制の概要（その他商取引）	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 特別背任罪（商法第486条第1項）・背任罪（刑法第247条）・業務上横領罪（刑法第253条） (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	
	5. 「会社経営」に関する主な法規制	(1) 増資ルールの違反（商法第280条ノ2以下） (2) 粉飾決算・違法配当（商法第290条、第486条及び第489条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(3) 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与—商法第294条ノ2及び第497条） (4) 虚偽のディスクロズ（商法第498条及び証取法第197条） (5) マネーロンダリング（疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受—第10条及び第11条）	
	6-1 投資顧問契約に関する規制 （「業務」関連）	(1) 投資判断の一任等の禁止（顧問業法第3条） (2) 登録の申請（顧問業法第5条） (3) 変更の届出（顧問業法第8条） (4) 廃業等の届出等（顧問業法第9条） (5) 標識の掲示（顧問業法第11条） (6) 名義貸しの禁止（顧問業法第12条） (7) 禁止行為（顧問業法第22条） (8) 業務の範囲等（顧問業法第23条） (9) 投資信託委託業等を営む場合の禁止行為（顧問業法第23条の2及び第23条の3）	
	6-2 投資顧問契約に関する規制 （「顧客保護」関連）	(1) 広告等の規制（顧問業法第13条） (2) 契約締結前の書面の交付（顧問業法第14条） (3) 契約締結時の書面の交付（顧問業法第15条） (4) 契約を締結している顧客に対する書面の交付（顧問業法第16条） (5) 書面による解除（顧問業法第17条） (6) 証券取引行為の禁止（顧問業法第18条） (7) 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止（顧問業法第19条） (8) 金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止（顧問業法第20条） (9) 忠実義務（顧問業法第21条）	
	6-3 投資顧問契約に関する規制 （「監督」関連）	(1) 立入検査等（顧問業法第36条） (2) 業務改善命令（顧問業法第37条） (3) 登録の取消し等（顧問業法第38条） (4) 登録等の抹消（顧問業法第40条） (5) 監督処分公告（顧問業法第41条）	
	6-4 投資顧問契約に関する法規制 （「経理」関連）	(1) 営業保証金の供託（顧問業法第10条） (2) 業務に関する帳簿書類（顧問業法第34条） (3) 営業報告書の提出及び縦覧（顧問業法第35条）	
	6-5 投資顧問契約に関する禁止行為 （顧問業法第22条及び顧問業法施行規則第26条及び第26条の2関係）	(1) 契約の締結又は解約に関し、偽計等の禁止（第1項第1号） (2) 顧客の勧誘に際し、損失補填の約束の禁止（第1項第2号） (3) 顧客の勧誘に際し、利益供与の約束の禁止（第1項第3号） (4) 損失補填、利益供与の禁止（第1項第4号）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(5) 顧客相互間の一定の取引の禁止（第1項第5号） (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止（第1項第6号） (7) 通常取引と異なる条件での取引禁止（第1項第7号） (8) 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止（第1項第8号） (9) 顧客以外の者と顧客間の利益相反（第1項第8号） (10) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の助言禁止（第1項第8号） (11) 利害関係人等の投信業者等と顧客間の利益相反（第2項第1号） (12) 利害関係人等の利益を図る不必要な助言禁止（第2項第2号） (13) 実勢を反映しない作為的相場形成のための助言の禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第2項第3号） (14) 利害関係人等である証券会社等のための助言（募残取得）禁止（第2項第4号）	
	6-6 投資顧問業者が投資信託業を営む場合の禁止行為（顧問業法第23条の2及び顧問業法施行規則第26条の6）	投信業務の顧客又は投資法人と顧問業務に係る顧客間の利益相反（第1号）	
	6-7 投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為（顧問業法第23条の3及び顧問業法施行規則第26条の6）	(1) 非公開情報に基づき特定顧客の利益を図る助言の禁止（第1号） (2) 証券業による利益を図る不必要な助言禁止（第2号） (3) 実勢を反映しない作為的相場形成のための助言の禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第3号） (4) 証券業による募残取得を顧客にさせる助言の禁止（第4号）	
	6-8 投資顧問業者に係る帳簿書類（顧問業法第34条及び顧問法施行規則第32条）	投資顧問業者に関する帳簿書類（保存年限：5年） ① 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面 ② 契約締結前及び契約締結時に顧客に交付した書面及び契約を締結している顧客に対する書面の写し ③ 契約の解除があつた場合に、その契約の解除を行う旨の書面	